

# ～公務災害補償・通勤災害補償制度について～

常勤の地方公務員が、**公務上の災害又は通勤による災害**を受けた場合は、その災害によって生じた損害について、「地方公務員災害補償法」に基づき、**地方公務員災害補償基金**が補償を行います。

⇒このような災害が対象となります。

- ・ 公用車で出張中、車のドアで指を挟んだ
- ・ イベントの設営中、テントに頭をぶつけた
- ・ 通勤中、駅の階段で転倒して骨折した など

⇒次のような災害は対象となりません。

- ・ 勤務時間中の私的行為中の災害
- ・ 本人の故意や、私的怨恨による災害
- ・ 本人の素因により発症した疾病
- ・ 通勤経路から逸脱・中断した際の災害
- ・ 合理的経路によらない経路での出退勤時の災害 など

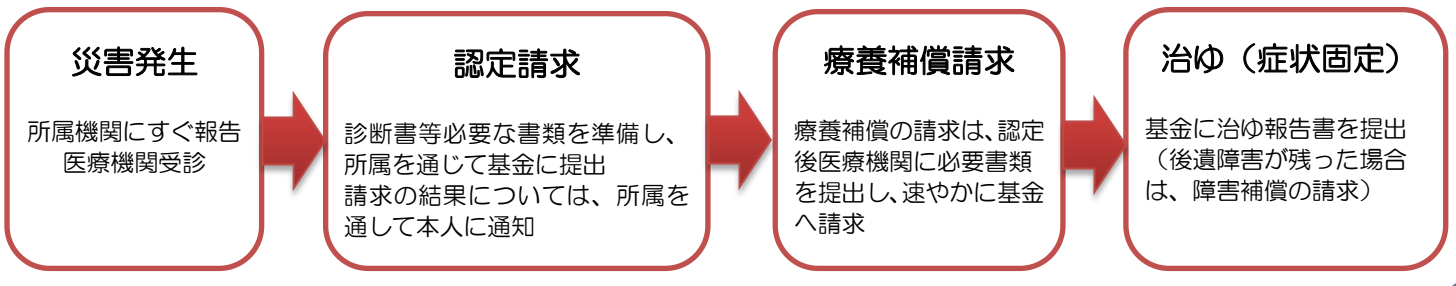


## 補償の種類・範囲

- ・ **療養補償**（治療費、薬剤費、通院交通費等の実費相当額）
  - ☞原則として、健康保険の対象となる治療・投薬のみが対象となります。
  - ☞加害者のある事案（交通事故、犬咬み、暴力等）については、加害者からの賠償を先行して補償を受けること（示談先行）を原則としています。
  - ☞慰謝料等の精神的損害や、物的損害（自動車の修理費など）は補償の対象とはなりません。
- ・ 後遺障害が残った場合・・・障害の程度に応じて、**障害補償年金又は障害補償一時金**
- ・ 職員本人が死亡した場合・・・遺族の状況に応じて、**遺族補償年金又は遺族補償一時金、葬祭補償**
- ・ その他、**介護補償**や、奨学援護金・アフターケアなどの**福祉事業**があります。

## 補償を受けるまで

補償を受けるためには、まず、その災害について、**公務災害又は通勤災害であるという認定**を受ける必要があります。認定請求・補償の手続は、所属機関・任命権者を通じて行います。



認定請求・補償の詳細な手続については、所属団体の公務災害担当課にお問い合わせください。  
認定請求書などの様式は、地方公務員災害補償基金広島県支部ホームページ（広島県ホームページ内）からダウンロードできます。

地方公務員災害補償基金広島県支部（広島県総務局福利課内）